

静岡市立幼稚園・保育所の移行方針について

H26. 2. 5

1 方針

平成 27 年 4 月に、山間地を除くすべての市立の幼稚園、保育所を幼保連携型認定こども園に、山間地の園を小規模保育事業を行う施設に移行することとする。(同時にすべての市立園を子ども未来局の所管とする。)

2 理由

平成 27 年度に予定される「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、市立園が幼稚園と保育所の良さをあわせもつ認定こども園に積極的に移行することで、保護者の就労状況にかかわらず、より身近な施設で、子どもたちが質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に享受できる環境整備を図るため。

3 検討経緯

- 平成 25 年 5 月～ 教育委員会事務局にて「公立幼稚園のあり方検討委員会」設置。
平成 25 年 6 月～ 次世代育成支援対策推進会議に「公立幼稚園・保育所のあり方検討分科会」設置。
- 平成 25 年 8 月 重要政策検討会議で検討の基本方向として、「原則、すべての市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園への移行をめざす」旨確認。
- 平成 25 年 11 月 重要政策検討会議で「移行方針（案）」を確認。
- 平成 25 年 12 月 教育委員会で「移行方針（案）」の意見公募手続きについて承認。
- 平成 26 年 12 月～平成 26 年 1 月 「移行方針（案）」のパブリックコメントを実施。
意見提出件数 1,337 件
- 平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月 児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）で意見徴収。
- 平成 26 年 1 月 教育委員会で「移行方針」を承認。
経営会議で「移行方針」を決定。

4 幼保連携型認定こども園のメリット

- ① 認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設
- ② 保護者の就労状況等にかかわらず、質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供が可能
- ③ 子育て相談など地域のすべての子育て家庭を支援する機能を持つ

担当：子ども未来課 電話：054-221-1169

(4) 施設の適正配置等の考え方

市立園の適正配置・民営化等については、市全体で進めるアセットマネジメントの計画策定・見直しの中で、以下の項目についての検討を行い、積極的に進めていく。

- ・近隣に複数園が所在する場合
- ・老朽化した施設の対応
- ・私立園との調整

(5) スケジュール

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市立幼稚園		移行準備	幼保連携型認定こども園 山間地以外				
市立保育所		移行準備	こども園（小規模保育事業） 山間地				
定員設定・調整	設定		調整				
適正配置検討	検討						
統廃合・民営化							検討・実施

(6) 市立園（公立施設として）の役割

新制度において、市立園は次の役割を担うものとする。

① 行政機関としての役割

行政が直接施設運営に携わることで、現場から得られる情報をもとに、教育・保育及び子育て支援のニーズや課題などを的確に把握し、ニーズに即した施策展開を図る。

② 研究実践を行う役割

教育・保育及び子育て支援の実践研究を行い、私立園との連携の中でその成果を還元し、本市の教育・保育及び子育て支援の質の向上を図る。

③ 民間だけでは対応が難しい取組を推進する役割

民間だけでは対応が難しい教育・保育及び子育て支援の取組について、公立園が推進していく。

- ・山間地のニーズへの対応
- ・特別な支援が必要な児童への対応
- ・子育て困難家庭への支援
- ・小規模保育の連携園を確保できない場合の受け皿としての役割 など

④ 災害時の緊急保育への対応や避難所としての役割

災害や感染症発生などにより市内各園が臨時休園する場合には、公立園が緊急保育を実施する。また、大規模な災害発生時には、要援護者（乳幼児のいる世帯）対象の避難所として機能させる。

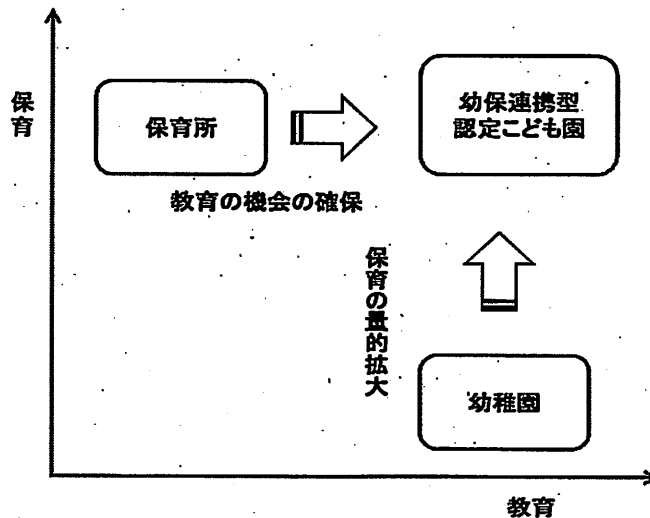
静岡市立幼稚園・保育所移行方針 ※概要版

(1) 検討の基本方向

「原則、すべての市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園をめざす」

【幼保連携型認定こども園のメリット】

- ・認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設
- ・保護者の就労状況等にかかわらず、質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供が可能
- ・子育て相談など地域のすべての子育て家庭を支援する機能を持つ。



(2) 移行方針

新制度が導入される平成 27 年度に市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園に移行することとし、同時にすべての市立園を子ども未来局の所管とする。

市立幼稚園のうち 12 園は、3 歳以上の児童を対象とした認定こども園へ移行し、これまでの幼児教育に加え、保育の必要な児童には保育を行うこととする。（当分の間、0～2 歳の児童の受入を行わない。）

市立保育所のうち 45 園は、0 歳から 5 歳の児童を対象とした認定こども園へ移行し、3 歳以上の児童には、これまでの保育に加え、幼稚園と同様の幼児教育を行うこととする。（当分の間、教育のみを必要とする児童の定員枠を設けない。）

児童数がきわめて少ない山間地の 4 園（井川、清沢、梅ヶ島、大川）は、小規模保育事業（定員 6 人から 19 人）を行う施設へ移行し、幼児教育と保育の一体的提供を行うこととする。

(3) 定員設定

市内の私立・市立各園の教育・保育の定員設定を行い、平成 26 年度中に策定する「静岡市子ども子育て支援事業計画」において、供給量を取りまとめる。

市立園の定員の設定にあたっては、入所児童の継続入所が可能となるようにするとともに、私立園の移行施設形態等に配慮し、柔軟に対応するものとする。

認定こども園に関するQ&A

認定こども園の教育・保育の内容はどうなるのでしょうか。

認定こども園では、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格をもった職員が教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われます。

保育時間はどうなるのでしょうか。

現在入園しているお子さんの保育時間はこれまでどおりです。
認定こども園では、幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育所と同様の1日8時間程度の利用など、各家庭の状況に応じた利用が可能です。

子どもたちの1日の生活はどうなるのでしょうか。

認定こども園になっても、入園しているお子さんの1日の生活は基本的に変わりません。
3歳以上のクラスでは、すべてのお子さんが登園する昼間の時間帯に幼児教育を行い、その前後の時間帯には保育を必要とするお子さんに保育を実施します。
3歳未満のクラスでは、これまでと同様の保育を行います。

利用料（保育料）はどうなるのでしょうか。

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園、幼稚園についても、これまでの保育所と同様、お子さんの年齢や利用時間の長短、世帯の所得状況などに応じ、保育料が決定されるしくみとなる見込みです。
(くわしい内容については、国で検討中です。決まりしだい、お知らせします。)

入園の手続はどうなるのでしょうか。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所などの利用にあたっては、まず、市へ申請し、保育の必要性の認定を受けるとともに、入園申し込みをしていただくことになります。
(具体的な手続については、国で検討中です。決まりしだい、お知らせします。)